

神奈川県行政書士会大和・綾瀬支部委員会規則

(目的)

第1条 本規則は、神奈川県行政書士会大和・綾瀬支部の第9条の2に基づき設置された委員会の制度を定め、もって会員の支部運営参加を励行し、支部の円滑な運営と人的資源の活用に寄与し、支部の活性化に資することを目的とする。

(設置)

第2条 役員会は、いつでも、分掌する業務についての委員会を設置することができる。

2 委員会は、役員会の決定に従い、分掌された業務の統括または諮問機関として活動する。

(委員の選任)

第3条 委員は、個人会員の中から役員会が選任する。

2 長たる委員は、役員会が指名する。

(各委員会の定員)

第4条 各委員会の委員は2名以上で構成する。

2 委員に任期は設けない。

3 委員会が解散したときは、委員は退任する。

(各委員会の開催)

第5条 各委員会は、設置の日より1年以内に1回以上開催するものとする。

2 各委員会の開催は、役員会が決定した回数を上限として、委員長が招集する。

(分掌できる業務)

第6条 役員会が、委員会に分掌できる業務は、神奈川県行政書士会大和・綾瀬支部規則第2条の2の事業に関することに限る。

(解散)

第7条 役員会は、委員会を解散することができる。その場合、役員会は、委員会の意見を参考としなければならない。

(法律の準用)

第8条 この規則に定めていない事項は、民法の委任の規定に従う。